

経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

# 小林公認会計士事務所 NewsLetter

2019年7月5日より公募開始予定！！

## 事業承継補助金 2次公募

### <事業承継補助金とは？>

事業承継、事業再編・事業統合を契機として経営革新等や事業転換を行う中小企業者等に対して、その新たな取組に要する経費の一部が補助されるものです。

### 受付期間

2019年 **7月5日(金)**～**7月26日(金)**予定

詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。



### 補助金概要

#### I型 後継者承継支援型

	通常の場合	※1の場合
補助率	1/2以内	2/3以内
補助上限額	150万円	200万円

※1 小規模事業者・従業員数が小規模事業者と同じ規模の個人事業主の場合  
さらに、既存事業の廃止等の事業整理を伴う場合は、補助上限額が上乘せされます。

#### <補助対象者>

- ・ 日本国内で事業を営む中小企業者等であること
- ・ 地域経済に貢献している中小企業者等であること
- ・ 承継者が以下のいずれかを満たす事業者であること
  - ・ 経営経験がある
  - ・ 同業種に関する知識などがある
  - ・ 創業、承継に関する研修等を受講したもの

#### <ご注意ください>

上記記載の「補助金概要」は1次公募の内容ですので、2次公募では変更になる可能性もございます。  
また、公募期間が短くなっておりますので、2次公募での申請を検討中の事業者様は早急に当事務所までご相談ください。

#### II型 事業再編・事業統合支援型

	通常の場合	※2の場合
補助率	1/2以内	2/3以内
補助上限額	450万円	600万円

※2 補助金審査結果で上位となった場合。  
さらに、既存事業の廃止等の事業整理を伴う場合は、補助上限額が上乘せされます。

#### <補助対象者>

- ・ 対象事業に関わるすべての被承継者が、日本国内で事業を営む中小企業者等であること
- ・ 地域経済に貢献している中小企業者等であること
- ・ 承継者が現在経営を行っていない、または、事業を営んでいない場合、以下のいずれかを満たす者であること
  - ・ 経営経験がある
  - ・ 同業種に関する知識などがある
  - ・ 創業、承継に関する研修等を受講したもの

### <お問合せはこちらまで>

小林公認会計士事務所 公認会計士・税理士・認定経営革新等支援機関  
小林洋之  
TEL:075-495-1320 携帯:090-5657-2452  
Mail:kobiyas@iris.eonet.ne.jp URL:http://www.kobiyas.com/

### ～認定支援機関で対応できます～

- ・ 各種補助金申請
- ・ 経営改善計画書の作成
- ・ 創業支援
- ・ 優遇金利での資金調達 など